

# 住民税の申告と所得税の確定申告が始まります

2月18日(月)から3月15日(金)まで

## 住民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在、伯耆町に居住している人は、原則として住民税の申告が必要です。  
また、非課税(所得)証明が必要な場合や国民健康保険に入加入されている場合などは、申告が必要です。



## 住民税の申告が不要な人

平成30年分所得税の確定申告書を提出した人平成30年中の収入が給与所得のみの人ただし、勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です。(提出状況は勤務先で確認してください)平成30年中の収入が公的年金のみの人ただし、扶養控除や医療費控除などの控除内容に変更・追加がある場合は、申告が必要です。

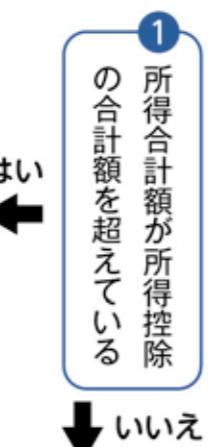


## 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

次の項目に該当する人は確定申告が必要です。

### ●給与がある人の場合

- ①給与の収入金額が2千万円を超えている人
- ②1か所から給与を受けている人で、給与以外の所得額が20万円を超えている人
- ③2か所以上から給与を受けている人で、年末調整されなかつた給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超えている人
- ④同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払いを受けている人
- ⑤年末調整で扶養控除の誤り(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合など)がある人
- ⑥医療費控除などを追加して、所得税の還付を受ける必要のある人



## 農業所得を申告する人は「収支計算」が必要です



農業所得の申告には、収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要となります。申告相談を円滑に進めるため、申告相談を受けられるまでに収入や経費の仕訳・集計をお願いします。また、仕訳・集計用に「収支計算準備表」を住民課、分庁総合窓口課で配付していますのでご利用ください。

### 注意 確定申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

確定申告書を提出する人は、「マイナンバー(12ケタ)の記載」+「個人番号(マイナンバー)カードなどの本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

#### ●個人番号の記載

申告書には個人番号(マイナンバー)を記載する欄があり、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号の記載が必要です。

#### ●本人確認書類の提示または写しの添付

個人番号を記載した申告書を提出する際には、申告者本人の個人番号カード(マイナンバーカード)または個人番号通知カードおよび運転免許証、健康保険証などの本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

\*控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類の提示や写しの添付は不要です。  
\*役場の申告会場で確定申告をされ、申告書の提出を省略された場合も個人番号の確認が必要ですので、上記と同様の本人確認書類を持参してください。

平成31年度住民税(町・県民税)の申告と平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎となりますので、適正な申告を期限内にお願いします。

## 申告相談のご案内

### 申告に必要なもの

- 印鑑(認印可)
- 所得金額の計算に必要な書類(一例)
  - 給与・公的年金の源泉徴収票
  - 事業・農業・不動産などの帳簿類
  - 報酬の支払調書 など
- 所得控除の計算に必要な書類(一例)
  - 社会保険料(健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など)の領収書など支払金額がわかる書類
  - 医療費の領収書 ※あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計しご持参ください
  - 保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
  - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
  - 寄附金の領収書、証明書 など
- 【還付申告をする人】還付金振込先の口座番号などがわかるもの(本人名義に限る)
- 【税務署から確定申告書または「確定申告のお知らせはがき」が届いている人】送付された確定申告書、はがき
- 申告をする本人の個人番号(マイナンバー)カード
  - ※個人番号カードをお持ちでない人は、個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳、パスポートなど)
  - ※利用者識別番号を取得された人も個人番号の確認が必要ですので、個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび本人確認書類をご持参ください。



### マイホームの取得と所得税の税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローンなどをを利用してマイホームの新築、取得または増改築をした場合で、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税を控除する「住宅借入金等特別控除」または「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。  
※新たに適用を受けるためには、確定申告が必要です。

#### 手続きに必要な書類の一例(初年度)

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- 登記事項証明書
- 工事請負契約書の写し、売買契約書等の写し
- 増改築等工事証明書(増改築の場合)
- 補助金等の額が分かるものの写し(補助金等の交付を受けた場合)



### 役場の申告会場で確定申告をされる人へのお知らせ

※住民税申告のみの人、役場の申告会場で申告相談を受けずに、ご自身で確定申告書を提出される人は、この対象ではありません。

今回の申告相談から、**所得税の確定申告**の内容を税務署へ電子データで送る方法が導入されます。これは、従来行っていた所得税の確定申告書、源泉徴収票や各種証明書などの関係書類(一部の書類を除く)の提出を省略することができるようになるほか、所得税の還付も早くなるなど、納税者の利便性の向上を図るもので。

この方法を導入するにあたり、税務署へ申告データを送るために**「利用者識別番号」**の登録が納税者ごとに必要となりますので、登録にご協力をお願いします。

#### \*登録の方法\*

- ①前回(昨年)、役場の申告会場で確定申告をした人は、「確定申告用利用者識別番号(ID)の事前登録について(お願い)」を郵送しています。同封している「確定申告用利用者識別番号(ID)登録申込書」に必要事項を記入し、提出してください。
- ②③以外の人は、「確定申告用利用者識別番号(ID)登録申込書」を住民課、分庁総合窓口課で配布しますので、必要事項を記入し、提出してください。
- ③国税庁のホームページでも、利用者識別番号を登録することができます。申告相談にお越しの際は、利用者識別番号をご提示ください。

国税庁 利用者識別番号登録ページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>

[問い合わせ先] 住民課 税務室 ☎ 0859-68-3114

● 相談日程  
● 受付時間  
● 午前の部 8時30分～10時(相談開始は9時)  
● 午後の部 8時30分～15時(相談開始は13時30分～)  
● ※2月24日(日)、27日(水)は午前のみ

● 集落ごとに相談日を設けています。  
ご都合の悪い人は予備日にお越しください。

- 農村環境改善センター 1階  
2月28日(木)～3月15日(金)  
※土日は、2月24日(日)午前と  
3月10日(日)のみ実施
- 溝口公民館2階  
2月18日(月)～2月27日(水)

#### とき・ところ



		3												2												月曜
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	火	月	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	火	
予備日(全地域対象)	予備日(全地域対象)	スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町	坂長	殿河内、田園町、みどり	お休み	大寺、こしきが丘	岸本、押口、伯耆ユータウン	上細見、立岩、木戸口、吉定	丸山、小林、藍野、ペンション	番原、真野、大原(おおはら)、須村	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サンタウン	富江、末郷、福永、添谷	※午前のみ	予備日(溝口地域対象)	※午前のみ	お休み	お休み	月曜	間地、二部区、東畠池、西畠池	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区、佳住住宅	溝口、古市、父原、莊一、莊二、莊三	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根原、宇代			

農村環境改善センター

溝口公民館

会場